

第 1 審査会の結論

- 1 山梨県知事（以下「実施機関」という。）が平成 19 年 3 月 2 日付けでした行政文書不開示決定処分のうち、「南アルプス市 番の道路敷地に係る土地売買契約書」（以下「本件文書」という。）を特定し、これを不開示としたことは妥当である。
- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書として、本件文書のほか、実施機関が南アルプス市 番の道路敷地（以下「 番の道路敷地」という。）の占有権を取得したことを示す行政文書を特定し、改めて開示又は不開示の判断をすべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の開示請求

異議申立人（以下「申立人」という。）は、山梨県情報公開条例（平成 11 年山梨県条例第 5 4 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、実施機関に対し、平成 19 年 2 月 16 日付けで「甲府地裁 年（ ）第 号行政文書不開示処分取消等請求事件における山梨県の準備書面（5）によれば、南アルプス市 番の道路敷地は、昭和 63 年に取得されたことになっているが、その事実が分かる文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として、本件文書を特定し、条例第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 19 年 3 月 2 日付け道整第 1 7 2 0 号 - 1 をもって本件処分の内容を申立人に通知した。

なお、不開示とした理由は、次のとおりである。

本件文書は、作成しておらず存在しないため、不開示とする。

3 異議申立て

申立人は、実施機関に対し、平成 19 年 5 月 1 日付けで、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 1 6 0 号）第 6 条の規定に基づき、異議を申し立てた。

第 3 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、申立人が開示請求した行政文書を再

度特定して、その行政文書を全部開示する、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

申立人が異議申立書、意見書及び口頭意見陳述で主張しているところは、おおむね次のとおりである。

(1) 開示を求める行政文書について

実施機関は、申立人がした開示請求の内容である、 番の道路敷地について、「昭和63年に取得されたことが分かる文書」から、「昭和63年に」の6文字を除いて、これを「 番の道路敷地の取得が分かる文書」に取り替えている。

本件開示請求は、実施機関が、裁判所に対する準備書面（甲府地裁 年（ ）第 号行政文書不開示処分取消等請求事件において実施機関が提出した準備書面（5）をいう。以下同じ。）において、「 番の道路敷地は昭和63年に取得された」と主張したこと、したがって、この事実が分かる行政文書が存在すること（もし、そのような行政文書が存在しないならば、裁判所に対する実施機関の主張は、虚偽であったことになる。）を前提にしている。

それなのに、実施機関が開示請求対象として特定した、「 番の道路敷地に係る土地売買契約書」と称する行政文書は、実施機関によれば、「作成しておらず存在しない」ものであるから、その限りにおいて、この前提を満たさない。

それゆえ、実施機関が特定した行政文書が開示請求文書でないことは明らかである。

(2) 開示を求める行政文書の存否について

準備書面に記載されている、「実施機関が 番土地を取得した昭和63年当時」という文言の意義は、明白である。

実施機関は、この準備書面によって、諮問第63号の行政文書一部開示決定から4年4ヵ月を経て、また、本件訴訟の提起からでさえ2年3ヵ月を経て、番の道路敷地の占有、又は、所有権の取得の時期について、平成3年2月4日から昭和63年に、したがって、明示されていないが、その取得の方法についても、物件移転補償契約から土地売買契約に、理由及び証拠を示さずに、主張を変更したのである。

実施機関は、訴訟について、素人ではない。

その実施機関が、このように重要な主張の変更を、裏付け資料である、「 番の道路敷地は昭和63年に取得されたことが分かる文書」、すなわち開示請求文書なしにすることは、絶対にあり得ない。

実施機関は、準備書面における主張は、周辺用地取得の経過、当該土地に係る補償の経過、関連写真などから昭和63年頃取得したと考えられるという趣旨であると主張するが、これは、むしろ、開示請求文書が存在する、という申立人の

主張を補強するものである。

実施機関は、 番の道路敷地の取得について、第三者でなく、当事者である。

準備書面における主張は、 番の道路敷地について、昭和63年頃取得したと考えられるという趣旨であるならば、すなわち、実施機関は、裁判所に対し、準備書面によって、この考えを表明したか、又は、表明しようとしたのであれば、実施機関が、準備書面の作成に先立って、資料によって、その考えの妥当性を確認していたこと、したがって、その確認資料である、「 番の道路敷地は昭和63年に取得されたことが分かる文書」、すなわち開示請求文書が存在することは、当然である。

また、実施機関は、準備書面は、昭和63年に道路敷地を取得した文書が存在していると主張したものではない、と主張するが、準備書面は、文言上は、昭和63年に道路敷地を取得した文書が存在していると主張していないことが、申立人の主張を否定して、開示請求文書の不存在を正当化するものではないことは、もちろんである。

それゆえ、実施機関が開示請求文書を保有していることは、明らかである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が開示理由説明書及び口頭意見陳述で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 行政文書の特定について

開示請求の内容は、 番の道路敷地の取得が分かる文書となっているため、本件文書が特定すべき行政文書であると判断した。

これに対し、申立人は、準備書面に記載された「昭和63年に取得された」という事実が分かる行政文書が存在するはずであると主張している。

しかし、 番の道路敷地については、工事台帳や関連写真などから、平成元年9月13日から平成2年1月22日までの間に引き渡しがなされたと推測される。

また、通常、「道路敷地の取得」といった場合には、工事用道路等として一時的に使用するなどの事情がない限り、土地所有権の取得のことを意味すること、さらに、申立人がこれまで行ってきた様々な開示請求等の経緯から考えると、一貫して土地売買契約書の開示を求めていると思料されることから、占有権の取得に関する行政文書が今回求めている行政文書ではないと判断し、本件文書を特定したものである。

2 特定した行政文書の存否について

番の道路敷地については、相続の処理が困難で登記できないことから、土地売買契約に代えて、物件移転補償契約を締結し、物件移転補償費の名目で土地代金

相当額を支払っている。このため、本件文書は、そもそも作成しておらず、存在しない。

なお、準備書面における主張は、周辺用地取得の経過、当該土地に係る補償の経過、関連写真などから昭和63年頃取得したと考えられるという趣旨であり、昭和63年に道路敷地を取得した文書が存在していると主張したものではない。

第5 審査会の認定した事実及び判断

1 審査会の認定した事実

申立人又は実施機関が提出した資料及び両者に対する意見聴取の結果を総合すれば、次の事実が認められる。

- (1) 番の道路敷地は、山梨県が施工する葺崎櫛形豊富線特殊改良第1種工事の事業用地として買収の対象になったこと。
- (2) 用地補償調査の当時、中巨摩郡白根町（現在の南アルプス市。以下同じ。）番土地の所有者は 〃 の名義で登記されていたこと。
- (3) 用地補償調査の当時、同町 〃 番土地は、 〃 ほか多数の法定相続人が共有する相続財産であったこと。
- (4) 用地補償調査によれば、 〃 番の道路敷地には、支障物件として建物、工作物及び立木が存在していたこと。
- (5) 番の道路敷地に存した支障物件について、実施機関は、 〃 がその所有者及び占有者であると認定していたこと。
- (6) 番の道路敷地については、支障物件が存することから用地補償と物件移転補償を同時に行わなければならない（山梨県土木部用地事務取扱要領（昭和54年4月1日施行。以下「取扱要領」という。）第61条第2項）ものであるにもかかわらず、実施機関は、同地の相続手続が困難であることから、土地売買契約の締結を保留し、 〃 との間において、平成元年2月18日付けで建物、工作物及び立木に係る物件移転補償契約（以下「本件物件移転補償契約」という。）並びに土留工に係る補償契約のみを締結するにとどめたこと。
- (7) 〃 が 〃 番の道路敷地を実施機関に引き渡した時期については、次の諸点に照らし、平成元年10月以降であると推認することができること。
 - ア 本件物件移転補償契約においては、「仮住居等の使用に要する費用」が補償されていないこと。このことから、被補償者である 〃 は、移転先の建物が完成するまでの間、当該契約で補償対象とされた建物を使用し続けていたと認められること。
 - イ 〃 が建築した移転先の建物（所在：南アルプス市 〃 番地、 〃 番地、 〃 番地。家屋番号： 〃 番）については、登記上、平成元

年10月8日に新築されたものであると公示されていること。

ウ 上記ア及びイから、
は、平成元年10月頃まで、本件物件移転補償契約で補償対象とされた建物を使用し続けていたと認められること。

エ 番の道路敷地を含む事業施行区域については、平成元年9月14日から平成2年1月11日までの間に道路改良工事（以下「本件道路改良工事」という。）が施工され、平成3年2月2日から同年3月25日までの間に舗装工事（以下「本件舗装工事」という。）が施工されたこと。

(8) 番の道路敷地について、実施機関は、との間において、本件道路改良工事着工直前の平成元年9月12日付けで立木（数量1本）に係る物件移転補償契約を締結したこと。

(9) 本件物件移転補償契約に基づく補償金の残金について、実施機関は、本件道路改良工事完了後の平成2年3月22日付けで に支払ったこと。

(10) 番の道路敷地に係る平成3年2月4日付けの物件移転補償契約については、次の諸点に照らし、番の道路敷地の占有者である に対して、同地の土地代金相当額を支払うための手段として締結されたものであると推認されること。

ア 番の道路敷地に係る平成3年2月4日付けの物件移転補償契約の補償額については、同地の潰れ地面積に近隣の用地買収単価を乗じて得た額とほぼ一致すること。

イ 平成3年2月4日付けの物件移転補償契約に係る補償額の算定において、実施機関は、本件物件移転補償契約に係る補償額算定に際して利用したものとほぼ同一の「建物調査 工作物補償算定一覧表」を使用したこと。

ウ 平成3年2月4日付けの物件移転補償契約における立木補償はその額の全体に占める割合からみて差額調整のために利用されたものであると考えることができること。

(11) 番の道路敷地は、現在、県道葎崎櫛形豊富線の道路敷地として使用されているものの、登記上、その所有者は のままであり、同地に対し山梨県が権原を取得していることを示す事項は登記されていないこと。

2 審査会の判断

申立人は、実施機関が本件処分において特定した本件文書は開示請求文書ではなく、準備書面に記載された「昭和63年に取得された」という事実が分かる行政文書が存在するはずであると主張するのに対し、実施機関は、本件文書を特定したことに誤りはなく、また、本件文書は存在していないと主張している。そこで、以上の認定した事実を踏まえ、行政文書の特定の妥当性及び本件開示請求に係る行政文書の存否等について検討する。

(1) 行政文書の特定の妥当性について

取扱要領は、その第8条本文において「所長は、事業施行区域内における土地等の権利者の全員と損失の補償（中略）に関する契約を締結する前に工事を行ってはならない。」と定め、その第62条において「土地所有者及び関係人と協議が成立したときは、次の各号に掲げる書類のうち該当するものを作成し、又は作成させるとともにこれら契約に必要な書類に署名押印を求めるとともに、必要があるときは、印鑑証明書を提出させなければならない。(1) 土地売買契約書（様式第42号） (2) 権利消滅契約書（様式第43号） (3) 物件移転補償契約書（様式第44号） (4) 立毛（立木）補償契約書（様式第45号） (5) 補償契約書（様式第46号） (6) 登記承諾書（様式第47号） (7) 賃貸借契約書（様式第47号の2）、借家人補償契約書（様式第47号の3）」と規定している。

このことから、本件開示請求にいう「道路敷地の取得」とは、工事用道路等として一時的に使用するというような事情がない限り、通常は、道路敷地に係る所有権を取得することを意味することとなる。そして、前記事実関係等によれば、

番の道路敷地については、現在、県道葦崎櫛形豊富線の道路敷地として使用されており、その使用は一時的なものであるとは認められない。したがって、本件開示請求に係る、番の道路敷地を取得したことが分かる文書とは、一次的には、同地を道路敷地として買収する際に作成された土地売買契約書のことを意味するものであると解するのが相当である。よって、実施機関が本件開示請求に係る行政文書として本件文書を特定したことに誤りはないといえることができる。

しかしながら、前記事実関係等によれば、番の道路敷地について、実施機関は、相続手続が処理できないため土地売買契約の締結を保留したまま本件物件移転補償契約のみを締結するにとどめ、本件道路改良工事完了後の平成2年3月22日付けで同契約に基づき補償費の残金を支払った、ということを確認することができる。また、番の道路敷地そのものに係る権利関係について、実施機関は、同地の占有者であるとの間において、本件舗装工事着工後の平成3年2月4日付けで物件移転補償契約を締結し、物件移転補償費の名目で同地の土地代金相当額を支払うことによりこれを処理した、ということを確認することができる。このことから、実施機関は、本件処分時点において、番の道路敷地については、その所有権を取得することなくこれを事実上支配するに至り、道路敷地として今日まで使用し続けているという事実が存在することを十分に認識していたといえることができる。したがって、このような特殊な事情が認められる本件にあっては、「道路敷地の取得」とは、道路敷地に係る所有権のみならず占有権の取得をも意味するものというべきである。そして、前記事実関係等によれば、

番の道路敷地について実施機関が占有権を取得したのは、平成元年度以降と

認められる。それゆえ、実施機関は、本件処分に当たり、本件開示請求の「昭和63年」という文言にかかわらず、 番の道路敷地につき実施機関が占有権を取得したことを示す行政文書をも特定すべきであったとすることができる。

以上により、当審査会は、実施機関が本件開示請求に係る行政文書として本件文書を特定したことは妥当であるものの、これとは別に、 番の道路敷地につき実施機関が占有権を取得したことを示す行政文書を特定しなかった点は妥当でないと判断する。

(2) 本件開示請求に係る行政文書の存否等について

ア 本件文書の存否等について

本件文書については、実施機関が不存在を理由にこれを不開示とした点の適否が問題となる。しかし、この点については、諮問第75号審査会においてその不存在が確認されているところである。よって、実施機関が本件文書について不存在を理由にこれを不開示としたことは妥当であるといえることができる。

イ 番の道路敷地の占有権を取得したことを示す行政文書の開示決定等について

この点については、本件処分において判断が示されていないから、実施機関は改めて開示又は不開示の判断をすべきである。

3 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 の 経 過

年 月 日	審 議 事 項
平成19年 6月20日	諮問
平成19年 7月 5日	実施機関から不開示理由説明書を受理
平成19年 8月 6日	異議申立人から意見書を受理
平成19年 8月23日	審議
平成19年10月16日	審議
平成19年11月27日	異議申立人の口頭意見陳述の聴取 実施機関の口頭意見陳述の聴取 審議
平成19年12月21日	審議
平成20年 2月13日	審議

山 梨 県 情 報 公 開 審 査 会 委 員

氏 名	役 職 名	備 考
石川 恵	弁護士	
久保嶋 正子	公認会計士	
濱田 一成	元山梨学院大学教授	会 長
丸山 博	元山梨県地方労働委員会事務局長	
水上 浩一	弁護士	会長代理